

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画

市町村（特別区）名

東員町

（乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について）

記載事項

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

（満三歳以上限定小規模保育の量の見込みと確保方策）

記載事項

満三歳以上限定小規模保育については、ニーズ調査を実施しておらず、令和8年度から令和11年度までは「2号認定の量の見込みと確保方策」の数に含めることとします。

次期こども計画策定時にニーズ調査を実施し、量の見込み等を定めることとします。